

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年11月4日 08時15分ごろ
発生場所	長崎県南島原市瀬詰埼南西方沖（早崎瀬戸） 瀬詰埼灯台から真方位209° 1,170m付近 （概位 北緯32°34.9′ 東経130°09.7′）
事故の概要	漁船慎京丸は、北西進中、また、プレジャーボートCOCOは、船首を北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。 COCO は、船長及び同乗者2人が負傷し、船外機カバーに擦過傷を生じ、また、慎京丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 慎京丸、1.0トン NS3-401229（漁船登録番号）、個人所有 6.69m (Lr) × 2.02m × 0.58m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成元年3月27日 B プレジャーボート COCO、5トン未満（長さ5.67m） 270-38105熊本、個人所有 5.67m (Lr) × 2.10m × 0.83m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.20kW、平成5年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 87歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 令和元年5月13日 （令和6年12月14日まで有効） B 船長B 48歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年7月8日 免許証交付日 令和2年7月8日 （令和7年7月7日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（船長B及び同乗者2人）

損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機カバーに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 南東流約1ノット
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和3年11月4日07時ごろ南島原市早崎漁港を出港し、07時30分ごろ瀬詰埼南西方沖の漁場に到着して、船首を潮上の北西方に向けて漂泊し、一本釣り漁を始めた。</p> <p>船長Aは、操縦区画後方左舷側の後部甲板上に置いた木製の椅子に船首方を向いて腰を掛け、左手で釣り糸を持ち、潮流で南東方に流されながら一本釣り漁を行い、時々、北西方に潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長Aは、ほぼ高潮時となって上げ潮流（南東流）が弱くなり、少し長めに10分ほど漂泊して一本釣りを行った後、瀬詰埼南西方沖で200～300mほど潮上りするつもりで、椅子に腰を掛けた状態で機関のクラッチレバーを前進側に操作し、微速力で航行を始めて間もなく、08時15分ごろ衝撃を感じ、A船の右舷側にB船を認め、A船とB船とが衝突したことが分かった。（写真1、写真2参照）</p>



写真1 A船

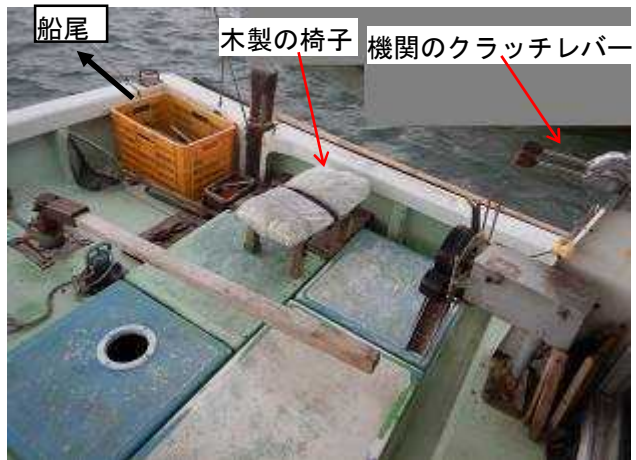


写真2 A船の後部甲板

船長Aは、B船を見て、少し擦った程度であり、たいしたことはな
いだろうと憶測し、潮上りをして、主機を停止し、釣りを始めようと
していたところ、B船が追い掛けてきた。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人である同乗者2人を乗せ、
06時30分ごろ熊本県上天草市所在のマーリーナを出港し、同県天草
上島北方沖で釣りをを行い、08時ごろ瀬詰埼南西方沖に釣り場を移動
して釣りを始め、1回潮上りを行った後、船首を北西方に向け、漂泊
して釣りを行っていた。

船長Bは、B船の後部物入れ右舷側に腰を掛け、釣りの仕掛けを作
ったり魚群探知機を見たりしていたところ、船尾方を向いて釣りをし

ていた同乗者の1人がB船の船尾方から接近するA船に気付いて危ないと声を出したので、船尾方を見て接近するA船に気づき、機関操縦レバーを前進に入れたものの、A船の船首部とB船の船外機とが衝突し、船長B及び同乗者2人が衝撃で転倒した。(写真3参照)



写真3 B船

船長Bは、重傷者がいないことを確認し、同乗者2人の釣り竿を上げさせた後、航行を続けていたA船を追い掛けてA船が停船した後、118番通報を行った。

船長Bは、A船と共に本事故現場付近で待機していたところ、南島原市口^{くちのつ}津港に入港しよう海上保安部から指示を受けたので、船長Aにその旨を伝えた後、両船が口ノ津港に入港した。

船長B及び同乗者2人は、本事故の翌日、熊本県熊本市内の病院をそれぞれ受診し、通院加療を要する^{けい}頸椎捻挫、腰椎捻挫、左足関節捻挫等と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長Aは、本事故前、100mほど離れたA船の周囲に数隻の漁船を視認していたが、腰を掛けていた操縦区画後方左舷側からは、操縦区画により、正船首方～右舷船首方が死角となっていたものの、操業中、A船の近くでは他船の音が聞こえず、他船の気配を感じていなかったため、A船の近くに他船はいないと思い、船首方を確認せずに椅子に腰を掛けた状態でA船を発進させていた。(写真4、写真5参照)



写真4 船長Aが腰を掛けていた場所から船首方を撮影



写真5 船長Aが腰を掛けていた場所から右舷船首方を撮影

船長Bは、ふだんから、釣り中でも気を付けて周囲の見張りを行っており、本事故の約5分前から、B船の船尾方30m付近に船首をB船に向けて漂流中のA船を視認していたものの、通常、移動する船舶は周囲の確認を行うはずなので、A船が移動する際にはB船を避けて航行すると思っていた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

A あり、B あり
A なし、B なし
A なし、B なし

A船は、瀬詰埼南西方沖において、北西方に潮上りを始める際、船長Aが、A船の近くに他船はいないと思い、操縦区画後方の椅子に腰を掛けて船首方に死角が生じた状態でA船を発進させたことから、船首方で漂流中のB船に気付かず、北西方に航行を始めて間もなくB船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、操業中にA船の近くでは他船の音が聞こえず、他船の気配を感じていなかったことから、A船の近くに他船はいないと思ったものと考えられる。

B船は、瀬詰埼南西方沖において、船首を北西方に向けて釣りをしながら漂流中、船長Bが、B船の船尾方30m付近で漂流中のA船を視認していたものの、通常、移動する船舶は周囲の確認を行うはずであり、A船が移動する際には漂流中のB船を避けて航行すると思っていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、瀬詰埼南西方沖において、A船が北西方に潮上りを始める際、船長Aが、A船の近くに他船はいないと思い、船首方に死角が生じた状態でA船を発進させたため、船首方で漂流中のB船に気付かず、また、B船が船首を北西方に向けて漂流中、船長Bが、B船の船

	<p>尾方で漂泊中のA船を視認していたものの、A船がB船を避けて航行すると思っていたため、接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漁場で潮上りを始める際、必ず周囲の状況を目視で確認してから発進すること。 ・ 船長は、漂泊中、他船が自船を避けて航行すると思わず、常時適切な見張りを行い、接近する他船に対し、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 船長は、他船と衝突した場合、軽微な事故と憶測せず、乗船者の負傷状況を確認した上、負傷者の救護のため、速やかに118番通報を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

